

## 益田市農業委員会第21回総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月26日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市民学習センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席12名)(欠席4名)

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 又賀 保(出)   | 2番 大畑 美里(出)  | 3番 須藤 寿人(出)  |
| 4番 吉村 太(出)   | 5番 大庭 清(出)   | 6番 齋藤 浩文(出)  |
| 7番 御神本康一(出)  | 8番 田中 綾(欠)   | 9番 佐原 晃子(欠)  |
| 10番 領家 耕一(欠) | 11番 松本 幸夫(出) | 12番 谷本 大輔(出) |
| 13番 柳田 継男(出) | 14番 豊田 志摩(出) | 15番 宮川 有衣(出) |
| 16番 西川 友史(欠) |              |              |

4. 農地利用最適化推進委員(出席22名)(欠席2名)

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 増野 六彦(出)  | 2番 三輪 昌義(出)  | 3番 澁谷 記幸(欠)  |
| 4番 澤江 浩一(出)  | 5番 山根 健治(出)  | 6番 寺戸 康人(出)  |
| 7番 三浦 尚人(欠)  | 8番 田原 勝美(出)  | 9番 野村 浩三(出)  |
| 10番 寺戸豊太郎(出) | 11番 塩満 文雄(出) | 12番 河野 正憲(出) |
| 13番 青木 伸爾(出) | 14番 中村 敏幸(出) | 15番 椋木 昭雄(出) |
| 16番 長谷川孝明(出) | 17番 豊田 繁雄(出) | 18番 中島秀一郎(出) |
| 19番 宮内 英之(出) | 20番 椋木 孝光(出) | 21番 岡崎 定佳(出) |
| 22番 渡邊 豊孝(出) | 23番 河野 光好(出) | 24番 三浦 和顕(出) |

5. 提出議案

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 議第99号  | 農地法第3条の規定による許可申請について              |
| 議第100号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について           |
| 議第101号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について           |
| 議第102号 | 農地でないことの確認について                    |
| 報第103号 | 農用地利用集積計画の決定について                  |
| 報第78号  | 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について     |
| 報第79号  | 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について        |
| 報第80号  | 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について             |
| 報第81号  | 農地の埋立届出について                       |
| 報第82号  | 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について |

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、岩本主事

7. 議事の概要

|                  |   |
|------------------|---|
| 大庭清職務代理          | <p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 21 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は西川会長が他用務で欠席されていますので、代わりに進行いたします。</p> <p>本日の議事録署名につきましては、7 番の御神本康一委員、11 番の松本幸夫委員、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農業委員が 8 番田中綾委員、9 番佐原晃子委員、10 番領家耕一委員、16 番西川友史委員、農地利用最適化推進委員が 3 番澁谷記幸委員、7 番三浦尚人委員でございます。</p> <p>そういたしますと「議第 99 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 下本郷町</p> <p>吉村委員が議事参与制限となりますので、退室してください。</p> <p>(吉村太委員退室)</p> |
| 事務局              | <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、下本郷町の田及び畑 4 筆 2,016 平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作困難なため。譲り受け事由は、経営規模拡大のためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>   |
| 大庭清職務代理<br>又賀保委員 | <p>続きます、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>1 番又賀です。現地確認は大畑委員と二人で行いました。譲渡人の〇〇さんは県外に居住しておられ、これまでも別の方に利用権設定で貸しておられました。このたびこの近辺を耕作しておられる〇〇さんが経営規模拡大のために申請地を譲り受けて耕作されるということです。特に問題はないと思います。</p>  |
| 大庭清職務代理          | <p>ただいま、事務局からの説明また担当地区委員から調査報告がございました。ご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと、整理番号 1 番につきましては承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>(吉村太委員入室)</p>  |
| 事務局              | <p>2 番 かもしま西町</p> <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>大庭清職務代理<br/>大畑美里委員</p> | <p>土地の所在は、かもしま西町の畑 1 筆 73 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作困難なため。譲り受け事由は、居住地に隣接しており、耕作に適しているためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>大畑です。現地確認は又賀委員と行いました。申請地はかもしま西町です。申請は高齢により耕作困難な為、譲受け事由は申請地の隣接に居住しているため耕作したいというものです。適当であると判断しました。</p> |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>    | <p>3 番 遠田町</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 2,310 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢及び後継者が不在であり耕作困難なため。譲り受け事由は、現状の柿栽培を引き継ぎ耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>吉村太委員</p>  | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>4 番吉村です。現地確認は山根推進委員と行いました。現地は遠田の開パイで柿栽培されている農地です。〇〇さんは高齢の為耕作困難ということで、すでに譲受人の〇〇さん他で農作業を手伝っておられました。このたび、きちんと所有権移転をしたいというものです。機械等も所有しておられ問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>    | <p>4 番 木部町</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、木部町の畑 2 筆 1,821 平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作困難なため。譲り受け事由は、隣接する宅地と共に買い受け、耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>   |
| <p>大庭清職務代理<br/>大庭清委員</p>  | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>大庭です。譲渡人は県外に居住しているため、耕作困難ということで、このたび譲受人の〇〇さんは譲渡人の宅地と一緒に隣接する農地を購入したいというものです。現在は出雲市におられますが、退職と同時に益田市に来られる計画ということで別段問題はございません。</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>5番 美都町仙道</p> <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美都町仙道の畑1筆 906平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作困難なため。譲り受け事由は、経営規模拡大のためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>河野正憲委員 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>河野です。本日田中委員、佐原委員が欠席ですので、代わりに説明いたします。譲渡人の〇〇さんは県外に居住されており耕作できないということで、このたび〇〇さんがその農地を預かって耕作していきたいということです。〇〇さんは現在も別の農地を借りて耕作しておられますし、農機具も所有しておられますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>  |
| 大庭清職務代理           | <p>本日の3条申請は、以上5件でございます。事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点、ご意見ございましたら、お出しいただきたいと思っております。</p>   |
| 事務局               | <p>(なし、の声)</p> <p>そう致しますと、「議第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第100号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番 駅前町</p> <p>土地の所在は、駅前町の田1筆 490平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、工場敷地で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については既に完了している為ありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>    |
| 大庭清職務代理<br>又賀保委員  | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>1番又賀です。現地確認は2月15日に大畑委員さんで行いました。現地は益田駅の北側で、近くには〇〇があります。この土地はこの度申請された〇〇さんのお爺さんの土地で、お爺さんの代にこういう建物を建てるとかある事務所に依頼して全部手続きをしてもらっていたはずだったのですが、お爺さんが亡くなられて色々調べてみると手続きが完了してなくて未了のままであったということで、この度孫の〇〇さんがきちんとしていこうということでこの度農地だったものを宅地に転用することだそうなんです。顛末書が添付されています。問題はありますが、既に宅地になっているのではないかなと思います</p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>2番 下本郷町</p> <p>土地の所在は、下本郷町の畑 5筆 295平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、宅地拡張及び車庫敷地で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>大畑美里委員 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>2番大畑です。現地確認は2月15日に又賀委員と行いました。申請地は下本郷のJRの山陰線をくぐった所、昔〇〇があった所です。申請は宅地拡張及び車庫敷地として昭和42年頃から利用しており、始末書が添付されています。仕方がない事案だと思います。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>3番 種村町</p> <p>土地の所在は、種村町の畑 1筆 218平方メートルの内17.62平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は墓地で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> |
| 大庭清職務代理           | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告ですが、</p> <p>5番大庭です。申請地は申請者の住宅の近くで、転用目的は墓地を新設したいというのですが、周辺には他人の土地はありません。一筆の内一部を転用するというので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>  |
| 事務局               | <p>4番 美都町仙道</p> <p>土地の所在は、美都町仙道の畑 1筆 25平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は墓地で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>           |
| 大庭清職務代理<br>河野正憲委員 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>先日、田中委員と現地確認を行いました。畑の一角を墓地に変えて転用するという事です。写真の黄色枠の部分です。現地は申請地がわかるように囲われていました。特に問題ないと考えます。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>5番 美都町都茂</p> <p>土地の所在は、美都町都茂の田及び畑 3筆 1,020平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で</p>   |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>大庭清職務代理<br/>塩満文雄委員</p> | <p>あることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、資材置場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>美都町の塩満です。2 月 25 日に佐原委員、河野推進委員と現地確認を行いました。場所は美都町都茂。この土地は平成 29 年頃、現所有者が取得し建設資材の置き場としていましたが、地目が農地であることが判明して、今回の内から資材置き場への転用申請をされたものです。現地を確認したところ、約 8 年耕作されておらず農地への復旧は非常に困難と思います。従って、申請どおり資材置き場への転用が妥当かと思えます。転用申請が遅れたことにつきましての始末書も提出されています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>    | <p>6 番 美都町都茂</p> <p>土地の所在は、美都町都茂の畑 1 筆 27 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>塩満文雄委員</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>この場所は平成 29 年に現所有者が取得したのですが、花壇として使用していました。最近になって農地ということが判明したため、農地から宅地への転用申請されたものです。この場所は道路と川岸の狭い場所であり、農地には不向きであり、申請どおり宅地として花壇としての使用が妥当ではないかと思われます。この件の申請が遅れたことについて、始末書が提出されています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>   |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>    | <p>本日の 4 条申請につきましては、以上 6 件でございます。事務局からの説明、また担当地区委員から調査報告がございました。何かお気づきの点、ご意見ございましたら、お出しいただきたいと思えます。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そう致しますと、「議第 100 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第 101 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>  |
| <p>事務局</p>                | <p>1 番 東町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、東町の田 1 筆 34</p>   |

|                            |  |
|----------------------------|--|
|                            | <p>平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>   |
| <p>大庭清職務代理<br/>又賀保委員</p>   | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>1番又賀です。現地確認は2月15日に大畑委員と行いました。現地は、益田、種、三隅線のすぐ下にある土地でございます。この土地は〇〇さんの土地ですが、これまでも使う方法のない土地でした。これをこの度〇〇が買い受けて貸駐車場にしたいということです。現地確認しましたが、ほかに使い道がないような土地で、妥当であると思われました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>     | <p>2番 東町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、東町の畑 2筆 1,872平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し、既存の水路に接続します。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>大畑美里委員</p>  | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>2番大畑です。現地確認は2月15日に又賀委員と行いました。申請地は東町の191号線から種三隅線に入ったすぐのところですが、申請は買い受けて宅地造成し、販売するというものです。排水は合併浄化槽を設置します。適当であると判断しました。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>     | <p>3番 大谷町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、大谷町の田 1筆 192平方メートル平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、進入路及び植栽で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> |
| <p>大庭清職務代理<br/>御神本康一委員</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>7番御神本です。現地確認は2月7日9時より野村推進委員立会いの下、また、申請者の〇〇さんの立会いもありまして、現地を確認致しました。これは既に無断転用となっております。このたび正式に申請が出たもので、既に一部進入路、一部植栽と。このたび家の屋根をふき替えるということで、大型が入らないということで、改めて申請がなされた次第です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>4番 安富町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の畑 1筆 19平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、墓地で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については既に完了している為ありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>               |
| 大庭清職務代理<br>松本幸夫委員 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>11番の松本です。領家委員が欠席の為代わりに私が報告させていただきます。この場所でございますが、安富と大境の境目として、下の方から行くと山の方でございますが、申請は墓地になっていますけど、現在は墓地もあり、杉林になっています。地目は畑になっています。だからこれが地目が墓地になっても特段影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>5番 安富町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の田 19筆 6,933平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> |
| 大庭清職務代理<br>松本幸夫委員 | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>11番松本です。領家委員が欠席されていますので、代わりに報告いたします。場所は〇〇のから入った所でございますけど、途中の農業用公園の所から全部でございますが、ここは既に太陽光が一角にはいつてはいますが、まだ農地で耕作されているところもありますけど、全部買わせて転用するという事で、別に問題ないと思います。問題があるとするならば、買う方の太陽光の会社だけです。以上です。</p>                                       |
| 大庭清職務代理           | <p>本日の4条申請につきましては、以上5件でございます。事務局からの説明、また担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点、ご意見がございましたら、お出しいただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと、「議第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして、「議第102号 農地でないことの確認について」</p>                                  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>事務局</p>                | <p>1 番 美都町都茂</p> <p>申請地は美都町都茂の 2 筆 410 平方メートルです。昭和 40 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>河野正憲委員</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>美都地区の河野です。佐原委員が欠席ですので、代わりに報告いたします。現地確認は 2 月 25 日に佐原委員、塩満推進委員と行いました。場所は美都町〇〇前の市道を挟んで反対側に位置しています。現況は昭和 40 年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難であるということで、申請どおりと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>   |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>    | <p>2 番 美都町宇津川</p> <p>申請地は美都町宇津川の 10 筆 3,100 平方メートルです。昭和 40 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。なお、証明願の申請者と所有者が異なっていますが、所有者が県外に居住されているため、委任状により申請された為でございます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>   |
| <p>大庭清職務代理<br/>河野正憲委員</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>河野です。先ほどと同じ 2 月 25 日に現地確認に行いました。場所は美都町宇津川の県道三隅美都線から分岐して 200 メートル入った所にあります農業集落排水処理施設の付近に位置しております。山の中にある箇所もありましたので、現地確認できない場所は写真で確認致しました。ここも現況は昭和 40 年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから申請がありましたが、申請どおりと判断致しました。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p> |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>    | <p>3 番 美都町宇津川</p> <p>申請地は美都町宇津川の 1 筆 942 平方メートルです。昭和 40 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。こちらも申請者と所有者が異なっていますが、整理番号 2 番と同様に委任状により申請された為でございます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>河野正憲委員</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>河野です。場所は整理番号 2 番の〇〇さんの土地と隣接した所です。山の中にあつて現地確認ができないため、写真で確認致しました。ここも昭和 40 年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難であるということで申請どおりと判断致しました。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>   |
| <p>大庭清職務代理</p>            | <p>本日の非農地証明願は以上 3 件でございます。ただいま、事務局からの説明、また担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点、ご意見</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>ございましたらお出しいただきたいと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そう致しますと、「議第 102 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議題 103 号 農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 9 件、再設定が 2 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 33 件、再設定が 1 件の合計 45 件です。</p> <p>1 番～3 番は借り手が同じですので一括して説明をお願いします。</p> <p>1 番～3 番 遠田町</p> |
| 事務局               | <p>申請地は、遠田町の田 4 筆 8,253 平方メートルです。</p> <p>3 年の使用貸借権設定です。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>澤江浩一委員 | <p>続きまして、担当地区推進委員からの調査報告をお願いします。</p> <p>安田の澤江です。1 番、2 番、3 番の案件とも所有者が高齢化によって耕作できないということで、〇〇さんは 1 ヘクタール以上水田を耕作しておられますけど、借りて耕作するというので、別に問題はありません。よろしくをお願いします。</p>   |
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>4 番 市原町</p> <p>申請地は、市原町の畑 1 筆 2,500 平方メートルです。</p> <p>9 年 10 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>   |
| 大庭清職務代理<br>椋木孝光委員 | <p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p> <p>中西の推進委員の椋木です。場所は市原の国営開発地域内にあります。〇〇さんの年齢も 80 歳くらいで以前から後継者を探しておられまして、これ柿の栽培で前からされていたんですが、このたび〇〇さんにきちっとしようということで、利用権設定を行いました。〇〇さんは浜田市に住所がありますが、元々農協におられまして、柿の担当もされていたようでして、柿の栽培には詳しいと思いますので、特に問題はないと思います。</p>   |
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>5 番 美都町丸茂</p> <p>申請地は、美都町丸茂の田 2 筆 1,784 平方メートルです。</p> <p>5 年の使用貸借権設定です。</p>   |
| 大庭清職務代理<br>河野正憲委員 | <p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p> <p>美都地区の河野です。これまで相対で契約してこられましたが、借り手であった耕作者の方が亡くなられて、この周辺で耕作されている〇〇さんに今度はお願いしたいということで了解いただきまして、新規の契約をお願いします</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>るものです。問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>6番 匹見町道川</p> <p>申請地は、匹見町道川の田3筆 6,961平方メートルです。<br/>1年の賃貸借権設定です。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>三浦和顕委員 | <p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p> <p>三浦です。〇〇君は体調が悪くて、近所の〇〇君があとを引き継いでやる<br/>ということで、問題ないと思います。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>7番～9番は借り手が同じですので一括して説明してください。</p> <p>7番～9番 匹見町道川</p> <p>申請地は、匹見町道川の田5筆 4,081平方メートルです。<br/>1年の賃貸借権設定です。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>三浦和顕委員 | <p>続きまして、担当地区推進の調査報告をお願いします。</p> <p>三浦です。7番と8番9番が一緒ですが、前任者が体調が悪くなって、耕作<br/>困難になったので、〇〇君が後を引き継いでやってあげるということになっ<br/>たので、問題ないと思います。</p>   |
| 大庭清職務代理<br>谷本大輔委員 | <p>そう致しますと、事務局からの説明また地区担当推進委員からの調査報告<br/>がございました。再設定も含めまして、ご意見等ございましたらお出しいた<br/>だきたいと思います。</p> <p>12番谷本です。7, 8, 9番の〇〇さんの経営面積がマイナスになっている<br/>のはなぜですか。</p>                           |
| 事務局               | <p>〇〇さんの経営面積がマイナスになっていることについては、事務局が使<br/>っている台帳システムのエラーによるもので、そのままの状態で作ってしま<br/>いました。後ほど修正いたします。申し訳ございませんでした。</p>  |
| 大庭清職務代理<br>谷本大輔委員 | <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p>   |
| 大庭清職務代理<br>事務局    | <p>続きまして、一括方式に入ります。</p> <p>1番～22番は借り手が同じですので一括になりますが、議事参与制限の委員<br/>がおられます。青木推進委員退室をお願いします。</p> <p>(青木伸爾委員退室)</p> <p>1番～22番 横田町及び安富町</p> <p>申請地は、横田町及び安富町の田54筆 112,038平方メートルです。</p> |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>大庭清職務代理<br/>中村敏幸委員</p> | <p>8年10ヶ月の賃貸借権及び使用貸借権の設定です。</p> <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>横田地区中村です。1番から22番まで全て、相対契約から公社契約に替えるものですが、その中の3番、5番、7番、8番、20番のからは、相対契約の満了に伴って公社契約に替わりますが、それ以外の方は、後の報告事項で出てくると思いますが、一旦相対の契約を解除して新たに公社で新規契約をするというものです。問題ないと思います。</p>               |
| <p>大庭清職務代理</p>            | <p>それでは、事務局からの説明また担当地区推進委員の調査報告がございました。ご意見等ございますか。よろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは1番～22番につきましては、承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>(青木伸爾委員入室)</p> <p>27番～28番は借り手が同じですので一括して説明してください。議事参与委員がおられます。中島秀一郎委員は退室してください。</p> <p>(中島秀一郎委員退室)</p> <p>27～28番 有田町</p> |
| <p>事務局</p>                | <p>申請地は、有田町の田2筆 4,838平方メートルです。<br/>3年1か月の賃貸借権及び使用貸借権の設定です。</p>  |
| <p>大庭清職務代理<br/>谷本大輔委員</p> | <p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>谷本です。27番、28番とも中間管理事業を使つての切り替えですので、特に問題ないと思います。中島委員さんと一緒に見に行つたんですが、荒起こしもされていて問題ないと思います。</p>  |
| <p>大庭清職務代理</p>            | <p>それでは、事務局からの説明また担当地区推進委員の調査報告がございました。ご意見等ございますか。よろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは、27番、28番につきましては承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>(中島秀一郎委員入室)</p>   |
| <p>大庭清職務代理<br/>事務局</p>    | <p>23番 本俣賀町</p> <p>申請地は、本俣賀町の田1筆 1,716平方メートルです。<br/>5年10ヶ月の使用貸借権設定です。</p>   |
| <p>大庭清職務代理</p>            | <p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 理<br>中村敏幸委員        | 豊田地区の中村です。〇〇さんと〇〇さんの関係は相対契約で行っていましたが、契約満了に伴いまして、新たに公社との契約に切り替えるものです。特に問題ないと思います。  |
| 大庭清職務代理<br>事務局     | 24番 本俣賀町<br><br>申請地は、本俣賀町の田1筆 2,177平方メートルです。<br>5年10ヶ月の使用貸借権設定です。   |
| 大庭清職務代理<br>中村敏幸委員  | 続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。<br><br>豊田の中村です。耕作者の〇〇さんですが、以前はこの圃場につきましては先ほどの〇〇さんが作られておりました。相対契約の満了に伴ってこの地番に隣接しているところで耕作されている〇〇さんに替わり新たに公社との契約を行います。特に問題ないと思います。      |
| 大庭清職務代理<br>事務局     | 25番～26番は借り手が同じ為、一括で説明してください。<br><br>申請地は、有田町の田3筆 4,663平方メートルです。<br>5年1ヶ月の使用貸借権設定です。   |
| 大庭清職務代理<br>中島秀一郎委員 | 続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。<br><br>美濃地区担当の中島です。この25から26番までの案件ですが、元々〇〇さんが耕作されていましたが、このたび場所が変わるということでその近辺で耕作しておられます〇〇さんが耕作するというのでございます。特に問題ないと思います。                 |
| 大庭清職務代理<br>事務局     | 29番 遠田町<br><br>申請地は、遠田町の田2筆 2,469平方メートルです。<br>6年1ヶ月の使用貸借権設定です。  |
| 大庭清職務代理<br>澤江浩一委員  | 続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。<br><br>安田の澤江です。この案件につきましてはこれまで所有者が耕作しておりましたが、耕作できなくなったということで、安田地区で大規模に水田を耕作しておられます〇〇さんが中間管理事業で耕作するというものでございます。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。 |
| 大庭清職務代理<br>事務局     | 30番～33番は借り手が同じですので一括しての説明をお願いします。<br><br>申請地は、美都町仙道の田5筆 11,010平方メートルです。<br>5年1ヶ月の貸借権設定です。   |
| 大庭清職務代理<br>寺戸康人委員  | 続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。<br><br>寺戸です。これまで〇〇が貸借していた農地を現在は〇〇が耕作していますが、そちらへ貸借の相手方を替えるというものです。名称は変わりますが、   |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>大庭清職務代理</p> | <p>作り手は同じなので問題ないと思います。</p> <p>ただいま新規の説明が事務局からまた推進委員からございました。再設定も含めまして、皆さん方でお気づきの点がございましたらお出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと、一括方式の申請につきましても承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>以上を持ちまして、議題は終わりでございます。順次報告を進めてください。</p>  |
| <p>事務局</p>     | <p>「報第 78 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、29 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 5 件です。</p> <p>「報第 79 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は、23 件です。解約理由は、1 番から 18 番は農地中間管理事業利用のため、19 番～20 番は耕作者が継続困難なため、21 番～22 番は経営規模縮小のため、23 番は耕作者変更のため、それぞれ合意解約が成されたものです。</p> <p>「報第 80 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 13 件です。解約理由は、1 番から 2 番は中間管理事業利用のため 3 番から 4 番は耕作困難のため、5 番は中間管理事業利用のため、6 番から 12 番は耕作困難なため、13 番は高齢のため、それぞれ合意解約がなされたものです。</p> <p>「報第 81 号 農地の埋立届出について」届出件数は、1 件です。申請地は遠田町の 1 筆 780 平方メートルです。埋立後は畑として利用されます。</p> <p>「報第 82 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について」届出件数は 1 件です。申請地は、飯田町の 1 筆 947 平方メートルの内 68.44 平方メートルです。農業用倉庫の利用でございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p> |
| <p>大庭清職務代理</p> | <p>先ほど事務局からの報告事項の説明がございました。何か聞いてみたいことがございましたら、お出しいただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それではないようですので、第 21 回総会を終わりたいと思います。</p>   |

閉会

以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。

会 長

7 番

11 番